

日本国際経済法学会 30 周年記念シンポジウム

「国際経済法の 30 年を考える — ボーダレス経済の深化と国家の再登場 —

〔企画趣旨〕

本学会が創設された 1991 年以降の国際社会においては、経済のグローバル化を背景として、フラット化が進展してきた。このような国際社会のフラット化は、関税障壁等の国境規制が取り払われることを越えて、各国における国内規制等の法制度の均質化・統一化の方向性を示してきた（日本国際経済法学会編『国際経済法講座 I 通商・投資・競争』（法律文化社、2012 年）まえがき参照）。このように国際社会で指向されてきた「ボーダレス経済」は、EU 等で見られるような地域統合による域内法制度の統一化、国際社会における諸問題に対する国際的な協力・共助による対応、国際標準に適合する形での自国法制度の変更等、各国による協調的な国際秩序形成によって継続的に深化してきた。また、近時においては、このような「ボーダレス経済」の深化による国家の役割の減退に呼応して、法形成・法執行の両面における国際秩序形成に対する私人の役割が拡大していることも、注目される。

他方で、「ボーダレス経済」を支える国際協調的な秩序形成は、各国の多様性を反映しきれない、もしくは、移り変わりの早い国際情勢に迅速に対応できないという問題を伴うことが、近年においては顕著になってきている。そして、以前から指摘される格差拡大や貧困問題といったグローバル化の「影」の側面とも相まって、ボーダレス化の進展に対する反動としての「国家の再登場」、すなわち各国独自の秩序形成が、様々な局面で見受けられる。その典型例は、「アメリカ・ファースト」に象徴される米国の自国中心主義であろう。このような「国家の再登場」は、様々な問題をかかえるボーダレス化の進展を調整する役割を担い、国際社会における秩序形成に対する正の影響を持つと考えられる一方で、行き過ぎれば「ボーダレス経済」の分断化をもたらし、強すぎるナショナリズムを背景とする排外的傾向の促進、あるいは、自国秩序の国際社会への波及を試みる覇権主義的な動向にも繋がり得るといふ負の影響を持つことも想定される。このような「ボーダレス経済」と「国家の再登場」の関係性に対する検討は、今後の国際経済法の重要な課題であると考えられる。

以上の点を踏まえ、学会創設 30 周年を迎えた本年の研究大会においては、第 1 部にて、「ボーダレス経済の深化：国際協調と私人の役割」と題して、進展する「ボーダレス経済」を支える国際協調的な秩序形成、特に、国際秩序形成における私人の役割の拡大についての検討を行い、第 2 部にて、「国家の再登場：ボーダレス化への反動」と題して、近時におけるボーダレス化への反動としての各国独自の秩序形成を分析し、いかにして深化する「ボーダレス経済」と調和のとれた国際社会における秩序形成を実現すべきか、模索する。

午前の部 シンポジウム I 「ボーダレス経済の深化：国際協調と私人の役割」

座長 岡山大学教授 増田史子

「グローバルな私法統一と地域統合の構図」

北海道大学教授 曾野裕夫

19 世紀後半に欧州と南米で始まった国際的な私法統一は、当初、比較的均質な諸国間における地域的（リージョナル）な活動であった。それらのなかでも、欧州を拠点としたハーグ国際私法会議（HCCH）と私法統一国際協会（UNIDROIT）における私法統一活動が起点となって、20 世紀後半には参加国に大陸法と英米法、資本主義国と社会主義国、先進国と途上国を含んだグローバルな企てとなったのが、現在のグローバルな国際私法統一である（海法や空法などの個別分野における私法統一は措く）。このリージョナルからグローバルへの転換を象徴するのが 1966 年の国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）設立決議である。HCCH、UNIDROIT、UNCITRAL の 3 機関による私法統一活動は、グローバル化の深化にともない、ますます活発に進められている。ただし、21 世紀におけるグローバルな私法統一活動には変容がみられることには注目が必要である。すなわち、その重心は、①「法の統一から法の平準化へ」（例えば、私法統一条約ではなく、モデル法や立法ガイドの活用の増加）、そして、②「法の統一から現代化へ」（国境を越えた取引のみを規律するのではなく、「国内法改革」も追求）と移っている。

他方、グローバルな私法統一とならんで、リージョナルな私法統一の再興もみられる。リージョナルな私法統一を最も強固に推進しうるのが「地域統合」である。その最も顕著な例は EU における「EU 私法」と呼びうる法体系の誕生であるが、同様の動きは南米にもみられる（ただし、アフリカにおける地域統合の多数や ASEAN など〈私法統一なき地域統合〉の例も多い）。また、経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）で構成国が共通の私法ルールの採用を義務づけられる例もみられる（例えば、電子商取引の分野）。これは、あたかも、国際通商法の分野において、WTO ドーハラウンド交渉が頓挫して EPA/FTA の活用に重心が移っていることと軌を一にするかのような動きである。さらに、〈地域統合なきリージョナルな私法統一〉もみられる（例、西アフリカの OHADA）。このような、リージョナルな私法統一の進展は、グローバルな私法統一の限界を意味するのか、それとも両者には役割分担がありうるのか、実効的な私法統一を進めるためには、その構図の考察が求められている。

描きうる構図のひとつは、「地域統合」やリージョナルな私法統一が、グローバルな私法統一の阻害要因になるとする、対立の構図である。とくに EU をめぐって、そのような懸念が表されることがある。これに対して、本報告では、上述した状況を具体的に確認したうえで、リージョナルな私法統一とグローバルな私法統一を建設的に配置する構図のありかたをさぐることにする。

「国境を越える消費者救済」

同志社大学教授 林貴美

2020年の日本国内のBtoC電子商取引の市場規模は、全体としては横ばいであったが、COVID-19拡大の対策として、外出自粛の呼びかけや電子商取引の利用が推奨された結果、物販系分野の大幅な市場規模拡大に繋がった（経済産業省「ニュースリリース（2021年7月30日）」<https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210730010/20210730010.html>）。電子商取引の拡大、そして時間と場所を問わない電子商取引の簡便さにより、消費者契約は今や容易に涉外性を帯びるようになってきている。日本・米国・中国の3か国間における越境電子商取引の市場規模は、いずれの国の間でも増加し、中国消費者による日本事業者からの越境電子商取引購入額は、前年比17.8%の増加であった（同上）。

しかし、取引の増加は紛争の増加にも繋がる。2007年より施行されている法の適用に関する通則法では、国際的な消費者契約をめぐる紛争において、情報量・経済力の格差がある消費者と事業者とのアンバランスな関係を考慮し、消費者を保護するための特則をもうけている。また、消費者の司法へのアクセスを保障するための国際裁判管轄に関する特則を定める民事訴訟法の改正法が2012年から施行されている。

しかしながら、消費者紛争の解決における世界的な潮流は、その解決の場を裁判所から裁判外の紛争解決手続（ADR）、特にODR（Online Dispute Resolution）に移行させるものである。ODRとは、統一された定義はないが、ICT技術を活用した紛争解決手続を指す。広義には、紛争発生後に当事者が解決手段や解決フローを把握するための情報収集をする段階から、当事者が相談機関に相談する段階、当事者同士が任意に交渉する段階、中立公正な第三者の関与の下で紛争解決を図るADRの段階を、ICT技術を活用して行うことが考えられている。法的紛争における請求額が一般的に低い消費者紛争においては、費用を抑え、簡便かつ迅速に処理することが可能な点において、従来の法廷での紛争処理よりも飛躍的に魅力的な手続といえる。純国内的な紛争にとどまらず、消費者にとって法廷での紛争解決がより困難となるであろう国際的な場面においても、ODRの活用が期待されている。

このように国境を越える消費者救済においては、裁判所等の公的な機関による解決から裁判外の私的な解決手続へのシフトが見受けられ、私人の役割は確実に拡大しているといえる。他方で、消費者紛争におけるADRには、現実的には、執行の場面で私的執行のみに頼ることの限界があることも指摘されている。

以上のような状況を踏まえ、本報告では、日本における国際的な消費者紛争をめぐる現状を確認したうえで、EU等の取組みを紹介しつつ、消費者紛争における望ましい紛争解決のための枠組について検討を加え、このテーマにおける私人の役割について考察することとする。

「国際経済法のルールメイキングにおける私人の役割」

横浜国立大学教授 荒木一郎

．．．

午後の部 シンポジウムⅡ「国家の再登場：ボーダレス化への反動」

座長 中央学院大学教授 中川淳司

「国家安全保障に基づく経済的規制措置：国際法的考察」

東京大学教授 中谷和弘

本報告においては、国家安全保障に基づく経済的規制措置について、国際法の観点から鳥瞰してみたい。大略、次のような内容の報告を別途作成のレジюмеに沿ってお話させて頂くことを予定している。

1. はじめに
2. グローバル化と国家安全保障：国家安全保障を理由にした経済的規制措置が問題になっている背景を簡単に探る。
3. 国際法から見た国際経済分野での規制措置：国際経済分野での規制措置を評価するに際しては国際法全般を見る必要があることを指摘する。
4. 安全保障条項が不存在の場合と不明確の場合の対応：安全保障条項がない二国間航空協定と航空機乗入禁止措置を例にとりて検討し、安全保障条項の存在は国家安全保障に基づく経済的規制措置にとって不可欠とまでは言えない旨を指摘する。
5. 国家安全保障のための通商規制：米国による通商拡大法 232 条に基づく輸入規制措置や 2019 年のウクライナ対ロシアの通過中の輸送に関する措置ケースの WTO パネル報告について検討する。前者については、戦略物資の輸出規制とは対照的な通常物資の輸入規制であり、国家安全保障との相当因果関係の立証は発動国が負うと解する。後者については、裁量権を信義則により規律するという考え方は高く評価されるが、クリミア併合という重大な国際法違反を犯したロシアの側からの通商規制を結果として容認する判断は、信義則の一態様である「何人も自己の違法行為によって利得するを得ず」の法理に悖るものであり、残念であった。
6. 国家安全保障のための投資規制：戦略業種に対する外資規制は基本的に発動国の裁量に委ねられるが、無差別、透明性、予見可能性、説明責任、均衡性といった要因を満たす必要がある。投資関連条約における安全保障条項については、当該条約において安全保障条項は自己判断であると明記している場合には投資仲裁の管轄外となるが、明記していない場合

には自己判断となって投資仲裁の管轄外になるのか、そうではなくて投資仲裁の対象となるかの解釈が問題となる。

7. 経済制裁措置と国家安全保障に基づく経済的規制措置の関係及び国際法違反に対する有責者の金融資産凍結と入国禁止：経済制裁措置は原因行為が国際法違反である点で、自国の安全保障のためにとられる経済的規制措置とは本質的には区別されるが、国際法違反が自国の安全保障に対する脅威である場合には両者はオーバーラップすることになる。今日では有責者の金融資産凍結と入国禁止が主要な経済制裁措置になっている。金融資産凍結は対抗措置として位置づけられる（とった措置は IMF に通告する必要がある）。

8. おわりに

「米中の戦略的競争と国際経済秩序の構造変化：価値多極化を受けたルールの再設計」

神戸大学教授 川島富士雄

長期のボーダレス化の流れに反する「国家の再登場」を代表する現象として、現在、米中では、経済力・外交力・軍事力・技術力の総合力で競い合う「戦略的競争（Strategic Competition）」が展開され、それに伴い貿易・投資等でも様々な形での「デカップリング」が進行している。いわゆる「冷戦」期には東西の経済関係は希薄であったところ、既に高度の経済的依存関係にある米中の分断は、その影響が広範かつ甚大である。

本報告は、主に① 現在、どのような「デカップリング」「国家の再登場」が進行しているのか？② それらを国際経済法の観点からどのように整理・分析が可能なのか？③ 国際経済秩序がどう変化しており、ルールの再設計に向け何が必要か？という課題設定の下、より具体的に次のような検討を行う。

まず、現在、米中で進行しているデカップリングを、①安全保障を理由とするもの（輸出管理、外国投資審査等）、②人権侵害を理由とするもの、③表向き安全保障を理由とするが、経済的利益追求との区別が難しいもの（通商拡大法 232 条措置等）に分類し、戦略的競争の下、これらの線引きが困難化していることを指摘する。

次に、上記②の人権侵害を理由とするデカップリングに焦点を当て、具体的な措置例を挙げるとともに、これらの措置が国際経済法上、いかに分類され、いかなる位置づけが可能か検討する。更に、特に措置国の域外における人権を保護する物の貿易に関する措置の具体例として、強制労働を理由とする輸入制限措置を取り上げ、各国における価値観の共有と衝突がその背景にあること、戦略的競争の下で客観的な事実認定が困難化している現状等を指摘し、課題の抽出を試みる。

最後に、上記の強制労働を理由とする輸入制限措置が WTO 法上、いかに評価されるか分析を加えるとともに、本報告における分析結果を、その限界を含め整理しながら、各国の価値観の実現と国際的経済活動の促進のバランスをどう確保し、多角間貿易体制をいかに維持するのかという長期的課題の解決に向け展望する。

「競争維持、個人情報保護の観点からのデジタルプラットフォーム規制と国家の再登場：日米欧のデジタルガバナンス」

早稲田大学教授 土田和博

本報告は、午後のシンポジウム「国家の再登場：ボーダレス化への反動」という共通テーマの下、学会 30 周年記念論文集・第 2 部「デジタル経済とその影響」（仮題）から標記のタイトルにて行う。

現在、世界的にデジタルプラットフォーム（以下、DP という）の規律のあり方が一大問題となっている。特にデジタル市場における競争をいかに維持し、新たなイノベーションにつなげるか、多くの DP はユーザーのパーソナルデータを収集し、利活用するというビジネスモデルを採用することから、どのようにパーソナルデータないしプライバシーの保護とその利活用のバランスを図るかが各国・地域で問われている。本報告は、競争法の観点から DP の単独行為（一方的行為）の規律と、個人情報保護法制による越境データ移転に関する規制を中心に、日米欧のデジタルガバナンスを国際比較してみようというものである。

まず競争法・政策については、EU では「デジタル単一市場戦略」（2015 年）の下、欧州委員会は Google の単独行為を中心に TFEU102 条（市場支配的地位濫用の禁止）を積極的に運用し、加盟国もチャレンジングな競争法の適用を行っている。また EU は、2020 年 7 月から「オンラインビジネスユーザーのための公正性、透明性の促進に関する規則」（P2B 規則）の適用を開始しただけでなく、Digital Markets Act と呼ばれる規則案（「デジタル分野における競争的で公正な市場に関する規則案」）により、ゲートキーパーとして指定されるドミナントな DP に詳細な義務を課すなど「事前規制」を導入しようとしている。これに対し、米国トランプ政権は、主要な DP に対して反トラスト法に基づく措置を全く取らなかった（大統領選挙、州知事選挙の直前に連邦、州等の反トラスト当局が Google、Facebook を提訴したことを除いて）。ところが連邦議会選挙で民主党が勝利を収め、大統領選挙の結果、バイデン政権が誕生すると、DP の分割を含む様々な内容の反トラスト法強化法案が上下両院に提出され、全省庁を挙げた競争政策の推進を発令する大統領令が出され、コロンビア特別区による Amazon 提訴が追加されるなど、一挙に「国家の再登場」の様相を呈することとなった。さらに日本の DP の規律をみると、デジタル市場競争本部・会議・ワーキンググループとこれを支える経産省、公取委、総務省、個人情報委等がこれを担当している。とりわけ経産省が所管し、規律の継続性の点で日本の DP 規制の機軸をなすと考えられる「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」（2021 年 2 月施行）は、主要な DP5 社に対して一定の開示義務を課しつつ、利用事業者との紛争は DP の自主的な対応に委ね、その結果を毎年 1 回経産大臣に報告して、同大臣がこれを評価するという自主規制+モニタリング・レビューの方式をとる。EU、米国、日本の DP の規律を以上のように捉えると、その特徴は、それぞれ、（超）国家規制、無規制/国家規制（シカゴ学派/新

ブランドイデオロギ、共同規制として把握できるのではないか。このような差異が何に由来するかも検討してみたい。

次に個人情報保護法制については、EU 一般データ保護規則 (GDPR) は、第三国へのパーソナルデータ移転を原則として禁止しつつ (44 条)、十分性認定による移転 (45 条)、適切な保護措置に従った移転 (46 条)、特定の状況における例外 (49 条 1 項) に当たる場合、越境移転を許容する。EU のパーソナルデータ保護について特に注目すべきは、EU 米国間の移転に関するプライバシーシールド枠組みが ECJ により無効とされたことであり、その理由は、プライバシーシールドが EU 法の求める比例原則から生じる最低限のセーフガードさえ欠き、データ主体に裁判所に救済を求めて提訴する権利を与えていないから、EU 基本権憲章と同等の保護の水準を確保するものでないとされたことである (Schrems II 先決裁定)。他方、米国ではパーソナルデータの越境移転は、原則自由、一般的・包括的な法規制はないとされる。このような米国が世界標準となることを期待していると思われるのが、APEC・Cross Border Privacy Rules (CBPR) である。これは民間事業者のパーソナルデータ保護水準認証プログラムであるが (2021 年 8 月末現在、米国、メキシコ、日本、カナダ、韓国、シンガポール、オーストラリア、フィリピン、台湾が参加)、APEC プライバシーフレームワークの序文や極めて簡単な 9 原則の内容から、CBPR は GDPR に比べてプライバシー保護より越境データ移転の促進を重視するものといえよう。最後に日本の個人情報保護法は、その目的規定や実体規定から、一般的に個人の「権利利益の保護」と「個人情報の適正かつ効果的な活用」のバランスを図る立場を採用していると考えられる。越境データ移転に関して、個人情報法は、原則として本人の同意を要するとし、オプトアウト方式も排除しながら (24 条)、しかし、GDPR と類似した例外を設けており、その 1 つが APEC・CBPR に基づく移転である。このような法的枠組みの中で、日本は「データの信頼ある自由な流通 (Data Free Flow with Trust)」戦略をとり、プライバシー・セキュリティ・知的財産権の保護が確保される限り、越境データ流通の自由化を指向していると考えられる。以上のように EU、米国、日本の越境データ移転に関するガバナンスを把握することができるとすれば、それぞれプライバシー重視、データの利活用重視、信頼のおける国の間でのデータ移転の促進として、その特徴を捉えることができるのではないか。またそれが何に基づくのかを考えてみたい。